

令和2年11月24日

令和2年第3回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和2年第3回（11月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和2年11月24日（火）午前11時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 松尾 匡  | 2番 谷崎 整史  | 3番 道工 晴久  |
| 4番 中原 晶  | 5番 坂原 正勝  | 6番 反保 多喜男 |
| 9番 竹原 伸晃 | 10番 和田 勝弘 | 11番 出口 実  |
| 12番 奥野 学 |           |           |

欠席議員 2名

欠員 0名

傍聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

|                           |                                |         |
|---------------------------|--------------------------------|---------|
| 町 長 田代 堯                  | 教育次長兼指導課長                      | 澤 憲 一   |
| 副 町 長 中口 守可               | まちづくり戦略室理事<br>兼人事担当課長          | 廣 田 尚 司 |
| 副 町 長 松岡 裕二               | 総務部理事<br>兼財政改革部理事              | 窪 田 忠 剛 |
| 教 育 長 古橋 重和               | 総務部理事                          | 寺 田 武 司 |
| まちづくり戦略室長<br>兼町長公室長 川端 慎也 | 財政改革部理事<br>兼税務課長               | 阪 本 隆   |
| 総 務 部 長 西 啓介              | 都市整備部理事<br>兼土木下水道課長<br>兼二国推進課長 | 是 澤 敬   |
| 財政改革部長 相馬 進祐              | 都市整備部理事                        | 吉 田 一 誠 |
| しあわせ創造部長 松井 清幸            | 会計管理者                          | 福 井 智 淑 |
| 都市整備部長 奥 和平               | まちづくり戦略室<br>危機管理監              | 森 由 造   |

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会期

令和2年11月24日（1日）

○会議録署名議員

11番 出口 実 1番 松尾 匡

---

議事日程

|      |        |                                  |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 |        | 会議録署名議員の指名                       |
| 日程第2 |        | 会期の決定                            |
| 日程第3 | 議案第62号 | 動産買入れ契約の締結について（GIGAスクール学習用端末）    |
| 日程第4 | 議案第63号 | 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第64号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について         |
| 日程第6 | 議案第65号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について         |
| 日程第7 | 報告第6号  | 専決処分報告について（損害賠償額の決定）             |

(午前11時30分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和2年第3回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前11時30分です。

本日の出席議員は、10名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

---

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名します。

11番、出口 実君、1番、松尾 匡君。以上2名の方をお願いします。

---

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、11月24日の1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、11月24日の1日と決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、令和2年第3回臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染拡大の第三波とも呼ばれるほど感染が急激に再拡大しており、大阪府内においても幅広い年齢層に散発的に感染が広がっている状況であります。

国や新型コロナウイルス感染症分科会では、感染リスクが高まる五つの場面や、これまでに得られた科学的知見について紹介しており、一人ひとりが最新の知識を身につけ正しく対策を行う

ことが重要としております。

本町においても感染拡大防止対策の徹底に引き続き努めるとともに、住民の皆様への正しい情報の周知に継続して取り組んでまいります。

また、11月18日に開催された大阪府町村長会総会において、和田吉衛前忠岡町長の後を受け、大阪府町村長会の会長にご選任を受けました。

今後は他の都道府県・市町村とも連携し、府内町村の振興に尽力してまいります。

議会の皆様におかれましても引き続き、ご支援・ご協力賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます議案につきましては、GIGAスクール学習用端末に係る動産買入れ契約の締結についてが1件、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等、条例の一部改正についてが3件、損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてが1件、以上、議案4件、報告1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○奥野 学議長 町長の挨拶が終わりました。

---

○奥野 学議長 日程第3、議案第62号「動産買入れ契約の締結について（GIGAスクール学習用端末）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 日程第3、議案第62号、動産買入れ契約の締結について（GIGAスクール学習用端末）についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、GIGAスクール構想の目指す環境実現のため、児童生徒一人一台の端末及びそれらの活用を支援するソフトウェア等の買入れに当たり、動産買入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、GIGAスクール学習用端末。

契約の方法は随意契約でございます。

契約金額は2,208万2,940円。うち消費税及び地方消費税の額は200万7,540円であります。

契約の相手方は、大阪市港区磯路2丁目21番1号 日本電通株式会社 代表取締役社長、戸谷典嗣でございます。

G I G Aスクール学習用端末のうち、先に契約しました3分の2台分の端末につきましては、9月議会において議決いただいたところであります。

残りの3分の1につきましては債務負担行為を設定し、令和3年度からのリースを予定していましたが、地方創生臨時交付金の交付限度額及び執行状況を鑑み、財政負担軽減の観点から債務負担行為を廃止し、今年度に前倒しして予算計上させていただいたところであります。

随意契約の理由といたしましては、G I G Aスクール学習用端末の整備については、緊急時に備え早期の整備が求められており、競争入札を実施した場合、令和2年度末の導入になること。

また、同一事業者と契約することにより、クラウドの構築に係る整備期間の短縮と費用の削減が見込め、令和2年12月中の整備が可能となることから、地方自治法施行令第167条の2、第1項第5号の規定により随意契約を締結したものであります。

納入期限は令和2年12月31日といたしております。

参考資料として添付しておりますG I G Aスクール学習用端末の概要をご覧ください。

今回契約する端末の概要ですが、先に契約した3分の2台と同じくL e n o v o 3 0 0 E、C h r o m e b o o k、2 n d、G e n、1 1. 6型タッチパネル、360度開閉式、重量1. 3 2 k g、バッテリー駆動時間約10時間となっております。

導入台数は329台で、児童生徒の3分の1の台数となります。

ソフトウェアとして、フィルタリング、端末監理ツール、まなびポケットの各ソフトを各端末にインストールし、各種設定、動作確認を含めたものとなっております。

以上が議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 説明を聞かせていただいて、今回は随意契約といったことで、スピードを優先するという説明を受けました。

先に導入される、9月議会で承認した3分の2と今回の残りの3分の1と、納品される時期が違うと思うのですが、その辺、使い始めるときにタイムラグがあるのかないのか、ないとは思っているのですけれども、その確認が1点と。

そして、納入期限が今年の年末までということなので、実際に使い始める時期の確認だけ、いつになるのかご答弁をお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先に購入した3分の2台分につきましては、今月、順次、各小学校に納入しておりまして、1月20日金曜日で全ての小中学校に納品が終わっております。

ただ、LAN工事のほうは11月25日に開通確認するというようにしております。

現在は、先生方に学習用端末の研修とか、動作確認とかを実施しておりまして、全ての端末を整備次第、順次使用できるように体制を取っていきたいと考えております。

○奥野 学議長 他ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今回の答弁で、先生に対する研修という言葉がございました。

それで、今回導入される残りの3分の1の端末についても、導入研修、オンライン研修というものがソフトウェアの中に含まれております。

9月議会でこの研修に関わっては、GIGAスクールサポーター業務委託料ということで人材派遣会社から人を派遣してもらうという説明だったと思いますが、115万円ということで議決をされております。

その研修はもう既に始まっていると受け止めていいのか。

また、先生方の研修にかかる時間数といいますか、頻度。これについてもお聞きしておきたいと思っております。

学校の先生方は、ご承知のとおり長時間労働にさらされている状況にありますから、それにさらに拍車をかけるということにならないか懸念する立場からお尋ねするものです。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

現在、研修を行っていますのは、GIGAスクールサポーターとは別に、文部科学省からICT活用アドバイザー研修ということで派遣していただきまして、管理職及び情報担当教員に対して現在研修を行っているということになっております。

GIGAスクールサポーターにつきましては、18日に入札が終わったところでございまして、今月末から1名配置していただきまして、順次1名が各学校を回っていただく予定になっております。

○中原 晶議員 頻度は？

○澤教育次長 順次各学校へ1日ずつ回る予定をしております。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 私の問題意識に対してうまくお答えいただけていないのですが、このことで先生方が大変な長時間労働がさらに拍車がかかるということはないのかということでお尋ねをしていたのです。

そのことについてお答えをいただけるとありがたいと思います。

○奥野 学議長 澤次長。

○澤教育次長 お答えさせていただきます。

確かに、一つの業務、GIGAスクールに対しての研修というのが増えてきますので、若干その部分が増えてくるのですが、何とか時間内で、なるべく増えないような形で研修時間を設定してやっていきたいと考えております。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

他の議員さん、質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

○奥野 学議長 これより討論に入ります。討論ございませんか。

どちらですか。

反対の方はおられませんか。

賛成討論どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第62号、GIGAスクールの端末について、賛成です。

このようなコロナに関して学業が、登校できるできないといったところで、このようにGIGAスクールの端末が整備されることを願っております。

事務局の裁量によって全生徒、児童にこのように行き渡るということに賛成ということで判断させていただきます。

○奥野 学議長 他に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これにて討論を終わります。

これより、議案第62号「動産買入れ契約の締結について（GIGAスクール学習用端末）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○奥野 学議長 日程第4、議案第63号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第4、議案第63号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和2年人事院勧告に準じ、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。

また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

それでは、概要資料の表面の上段、①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は期末手当の支給月数を0.05月引き下げるものでございます。

一覧表に基づいてご説明させていただきます。

表のほうは3段で示しております。上段は現行、中段は令和2年度の改正後、下段は令和3年度の改正後の議会議員の皆様の期末手当の支給月数を示しております。

現行は6月期、12月期とも2.225月で、合わせて4.45月の支給でございます。

ただし、改正後の令和2年では、6月期の支給が済んでおりますので、人事院勧告に準じ12月期から0.05月を引き下げ2.175月とし、合計で4.4月の支給となります。

次に下段、改正後の令和3年度をご覧ください。

次年度以降は令和3年6月期と12月期の賞与の支給月数を2.2月ずつの同月数とし、0.05月の引下げを反映し、夏季、冬季の賞与月数の均等化を図るものでございます。

最後に、附則の内容でございます。

議案書裏面の改正案文をご覧ください。

附則で、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日からの施行と規定しておりますが、先ほどの内容を踏まえまして第2条については令和3年4月1日からの施行としております。

なお、附則につきましては本条例の公布日ではなく、法案可決後の公布日としております。

新型コロナウイルス感染症の影響で人事院勧告自体が遅れ、11月6日に人事院勧告を受け入れる内容で給与改定法案が閣議決定されました。

国会審議の状況としましては、先週11月19日（木曜日）衆議院で可決され、今現在、参議院で審議中でございます。

まだ法案可決公布までには至っておりませんが、12月1日の賞与基準日までに改正する必要がございます、議会の日程上、法案通過まで待つことができません。

そのため、本条例の施行日を給与法案公布の日とすることで国会での法案可決公布の日に改正条例の効力が生じるようにしております。

国会の審議日程も非常にタイトであり、遅くとも11月30日までには法案可決、公布されるものと見込まれますのでご理解賜りますようお願いいたします。

改正内容の説明は以上です。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第5「議案第64号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第5、議案第64号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和2年人事院勧告に準じ特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、先ほどの岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と同じく、特別職の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

議案書とともに配付しております先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

それでは、概要資料表面の下段、②特別職、町長、副町長、教育長の職員の給与に関する条例の一部改正をご覧ください。

改正内容は、期末手当の支給月数を0.05月引き下げるものでございます。

一覧表に基づいてご説明いたします。

上段は現行、中段は令和2年度の改正後、下段は令和3年度の改正後の特別職の期末手当の支給月数を示しております。

現行は6月期、12月期とも2.225月で合わせて4.45月の支給でございます。

ただし、改正後の令和2年度では6月期の支給が済んでおりますので、人事院勧告に準じ12月期から0.05月を引き下げ、2.175月とし、合計で4.4月の支給となります。

次に下段、改正後の令和3年度をご覧ください。

次年度以降は令和3年6月期と12月期の賞与の支給月数を2.2月ずつの同月数とし、0.05月の引下げを反映し夏季、冬季の賞与月数の平均化を図るものです。

最後に、附則の内容でございます。議案書裏面の改正案文をご覧ください。

附則で、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布日からの施行と規定しております。

本条例も施行日を法案公布の日とすることで、国会での法案可決後の公布の日に改正条例の効力が生じるようにしております。

改正内容の説明は以上です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 皆さんに少しお諮りいたしますが、間もなく正午になりますけれども、継続させていただきますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 ありがとうございます。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

○奥野 学議長 日程第6議案第65号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第6、議案第65号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

概要資料の裏面のほうをご参照ください。

③一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分です。

また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

改正内容は正職員の期末手当の支給月数の引下げ0.05月です。今回、再任用職員の期末手当は据え置きで、それに合わせている任期付職員、会計年度任用職員の期末手当の月数改正もございません。

それでは、一覧表の上段、正職員の賞与、期末手当ですが、現行では6月期、12月期とも1.3月で合計2.6月、勤勉手当も合わせますと、合計で4.5月の支給となっております。

ただし、改正後の令和2年度では6月期の支給が済んでおりますので、人事院勧告に準じ12月期から0.05月を引き下げ、1.25月とし、賞与合計で4.45月の支給となります。

次に下段、改正後の令和3年度をご覧ください。

次年度以降は令和3年6月期と12月期の賞与の支給月数を1.275月ずつの同月数とし、0.05月の引下げを反映し、夏季、冬季の賞与月数の均等化を図るものです。

なお、正職員全体にかかる期末手当の支給額への影響としましては、約270万円の人件費の減となります。

それから、最後に附則の内容でございます。

議案書裏面の改正案文をご覧ください。附則で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日からの施行としておりますが、先ほどの内容を踏まえまして第2条につきましては令和3年4月1日からの施行としております。

なお、月例給付分に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応の関係で人事院から追加勧告は遅れておりましたが、民間給与との較差がマイナス0.04%と極めて小さかったため、月例給に関しましては据え置きとされたところでございます。

改正内容の説明は以上です。

法案可決公布前ではございますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今回の提案に当たって、職員組合や団体との協議がどのようになっているのかお聞きしたいというのが1点目です。

それから、2点目については、今回の提案に至るものものとなる人事院勧告について、その報告の内容で何点かお尋ねをいたします。

勧告としては、国家公務員について述べられているわけですが、私は地方公務員においても同

様であると受け止めております。

コロナ禍の下で公務労働を担っておられる公務員の皆さんがどのような環境に置かれているかということについて報告の中でどのように説明をされているかお聞きしたいというのが1点目です。

それから、今回の勧告の中では、ハラスメントの防止だとか、あとコロナウイルス感染防止の努力であるとか、均等待遇等についても一定示されているところではあります。

その中で、休暇の問題で、仕事と家庭の両立支援に関わって、育児や介護の休暇について、またコロナウイルス感染に関わる特別休暇についても盛り込まれているところではありますが、岬町においては、そのあたりの休暇について、条例等でどのように定め、実際の運用がどうなっているのか、この機会にお尋ねしておきたいと思います。

○奥野 学議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず、職員組合との協議の内容に関しましてです。

一応、職員組合との協議の中で色々な話が出たのですが、今回、今までは人事院勧告、なかなか賞与とかお給料も上がってきている状況の中で、今回、10年ぶりの賞与の減額ということで、そのあたりから協議が始まって、人勧に関しては基本的には人勧順守ということでお給料が上がったときでも人勧順守ということで人勧を尊重してという話をしていまして、今回、10年ぶりに賞与が下がったということで、上がる時だけではなく下がったときも民間準拠した人事院勧告に基づいた一般職の給与の法律に基いて何とかお給料のほうを合わせていこうということで大筋では両組合とも合意はいただけたのですが、人勧とは別で財政的な事情を考慮して独自減額の2%を過去から行っているわけですが、それに向けては早期解消に向けて何とか考えていただきたいという意見が両組合から出ていました。

ただ、今回の賞与の0.05月のマイナスに関しましては、何とか了解していただけたという状況でございます。

それから、人事院勧告の関係のことなんですけれども、人事院勧告が10月7日に出たのですが、その10月7日の人事院の総裁談話という書類があります。

人事院の総裁談話の中で、賞与の改定とか、その辺、いろいろ触れてあるのですが、特に国家公務員、地方公共団体も含めてなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模な自然災害などの危機的な事態が次々と発生する中、全国各地で公務員が国民の安全・安心を確保するため日々全力で職務に邁進しています。

厳しい勤務環境の下、困難な業務であっても誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対し、心からの敬意を表するとともに、引き続き職務に精励いただくようお願いいたしますということで、人事の総裁談話の中でも今現在、コロナ禍の中で大変な状況になっている中、住民の方もそうですけれども、職員も一生懸命職務に対して頑張っているということを人事院の総裁の談話のほうでも発表されておりました。

それから、人事院勧告ではお給料とか賞与とか、その辺の勧告も出るのですが、また別に、公務員人事管理に関する報告の骨子ということで、新型コロナウイルス感染症に対する取組であるとか、人材の確保、育成であったり、職場環境の整備であったり、定年の引上げであるとか、その辺に関する公務員の人事管理全般に対する人事院からの要請といいますか要望といいますか、そういう報告が毎年上がっております。

その中で、仕事と家庭の両立支援ということにも触れられておまして、両立支援に関しては男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き両立支援制度の周知等に取り組む。

不妊治療等、仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握して、必要な取組みを検討することということで人事院からも公務員の人事管理に対する要請のほうが出ております。

その中で、両立支援ということで女性職員も岬町のほうでも多人数になりますので、色々と配慮しているところはあるのですが、ただ、例えば不妊治療であったり、過去特別な休暇を国とは違って設けるということは特にしていないのですが、今回、人事院の管理に関する報告がこういう形で上がっておりますので、例えば不妊治療であるとか、今だったら普通どおりに有給休暇とか、夏季休暇を利用してという程度なのではございますけれども、そのあたりの新しい休暇を、例えば近隣の市町村で作っているのかどうかとか、そのあたりは今後の検討課題かと思うのですが、特に新しくプラスアルファでというのは今のところ考えておりません。

○奥野 学議長 続いて質問ですね。

中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 先ほど聞いた中で、育児休暇や介護休暇など、そのあたりは岬町では条例上、定められていて、実際の運用はどうなっているのかということについてもお聞きしたのです。

そのことについてもお答えをこの後頂きたいと思います。

それから、先ほどお答えいただいた中で二つの組合、団体との協議で、もう一度確認するのですが、今回の提案に限っては大筋では合意という言葉が使われたり、何とか合意という言葉が使われたりしております。

これも結論的に言って、合意が両組合、団体から得られたというように受け止めていいのかどうか、その点について再度確認したいと思います。

○奥野 学議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

育児休暇や介護休暇など、そのあたりに関しましては、国の法律と同じような形で本町の条例も整備されております。

それから、二つ目の質問で、先ほど職員組合との協議の中で何とか合意とか、そのあたりの表現を使っていたのですが、実際、協議する時にはなかなか、すんなり「分かりました」とはどちらの組合も言うておられなかったことから、つい、そのような表現になりましたが、最終的には両組合とも賞与の期末手当の0.05月の減に関しましては合意されました。

○奥野 学議長 よろしいですか。

中原議員。

○中原 晶議員 育児休暇や介護休暇についてお答えをいただいて、国の法律と同じように岬町でも整備をされているというお答えでした。

公務労働だけではありませんが、非常にこれから働き手が減ってくる時代に入っていきますよね。

ですので、人事院勧告の中や、また最初にご答弁いただいた報告の骨子の中でも、人材の確保、育成についても言及をされているわけなのですよね。

ただ、それに対する担保がないと私は思っていますけれども、人材不足にきちんと公務労働現場も対応していかなければならないという実情がある中で、仕事と家庭の両立支援というのは目の前に迫っている課題だというように思うのですよね。育児休暇については、当然、出産後、申請があって運用されていると思います。

育児休暇については男性がもっと育児休暇を取れるように促進していくべきだと改めてこの場でお伝えしておきたいと思うのですけれどね。

もう一つ、介護給付について運用上、どうなっているのか。實際上、介護をしなければならないためにお仕事を辞めたり、介護離職というのはもうずっと前から社会問題になっているわけですよね。

その問題に対して公務の現場できちんと介護のためにお休みできるような状況を作られているのか、そのあたりについてお聞きをしたいと思うのですが、実際の運用というように先ほどお尋ねしたのは、例えば、介護休暇取得の実績がどの程度あるか、そのあたりについて、もし、私、

急に聞いたもので、数の問題は分かる範囲で構いませんが、実際の運用、どのようになされているのかお尋ねしておきたいと思います。

○奥野 学議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

介護休暇に関しましては、私の記憶の中ではほとんど取られていないように思います。

と言いますのも、実際、年次有給休暇であったり、代休であったり、その辺の休暇がございますので、基本的にはそちらのほうで取ってということで、介護に関して医師の証明であるとか、どうしても看護で家族の付き添いが必要であるとか、そのあたりで医師の診断書を添えて正式に出される前に年次休暇で休むということが今まで多かったと思います。

実際の介護休暇を使ったかどうかに関しては、調べてみないと分からないのですが、ほとんどなかったように思います。

○奥野 学議長 他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、おられませんね。

賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 大賛成というわけではありませんが、二つの組合、団体との丁寧な協議がなされたのであろうということが先ほどの答弁で窺い知ることができまして、結論としては賞与の0.05か月減少ということについては両団体とも合意が得られたとお聞きしましたので、反対することはないなど、尊重したいと思います。

それで、先ほど答弁の中で、二つの組合と団体から独自減額2%カットについて見直しをという角度から要望が強かったようにお見受けいたしましたので、その点については労使間のお話でありますけれども、労働意欲の向上のためにも前向きにご検討なさるよう求めておきたいと思っております。

それで、先ほど今回の人事院勧告について様々聞かせていただきました。

全く問題がないわけではないといえますか、答弁の中でもありましたとおり、月例給に関しては据え置きということで、この改定見送りについては特例法による賃金引下げを除きますと、2

008年の勧告以来12年ぶりのことでありまして、これは公務労働に携わっておられる皆さんの生活改善を求める声に背を向けるものと言わざるを得ないと考ええるものであります。

とりわけ、公務労働に携わられている皆さんは、先ほどお答えがあったとおり、コロナウイルス感染症対策の問題で全力で、また前面に立って取り組んでこられたということからも、今回の月例給据え置きという問題については許しがたいと私自身は考えております。

先ほど質問の中でも言及しましたが、人員の確保、育成等についても人事院勧告の報告骨子の中でも触れられていながら、それを担保するものがないと私は思います。

これでは人事院が代表機関であるという割にその役割を果たせていないというように考えざるを得ないと思っています。

公務労働の皆さんの生活の安定というのは勤労意欲の向上につながりますので、ゆくゆくは住民サービスの拡充に結びつくものと考えますので、今回、期末手当の引下げについては合意が得られたということですから、そのことについて尊重したいと思っておりますけれども、今後の改善に期待をして賛同したいと思っております。

なお、先ほど質問の中で聞かせていただきました育児休暇や介護休暇等について、ここ数年、国の動きが大きく前進している分野でもありますから、岬町においても必要に応じて適切に取得ができるように、制度の周知並びに運用が適切になされるように努力をしていただきたい、このことも併せて申し添えて賛同したいと思っております。

○奥野 学議長 他に賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第65号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○奥野 学議長 日程第7、報告第6号「専決処分の報告について(損害賠償額の決定)」の報告を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）をご説明いたします。

本件は地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、淡輪財産区が借り上げた油圧ショベルが林道から滑落して当該車両に損害を与えたことから修理等の費用を補償するものでございます。

議案裏面の専決処分書をご覧ください。

事故発生日時は、令和2年9月29日（火）午前9時

事故発生場所は、大阪府泉南郡岬町淡輪地内の林道ガンキ谷線

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府阪南市自然田321番地の2 泉南機械株式会社

損害賠償額は49万5,000円でございます。

事故の概要ですが、財産区管理地への山道を整備する目的で借り上げた油圧ショベルを、淡輪地区財産区管理委員が運転中、林道から滑落し、油圧ショベルが破損したものでございます。

油圧ショベルの修理に当たっては業者が加入している保険で修理が行われますが、免責額の45万円に消費税を加算した49万5,000円を補償するものでございます。

なお、運転されていた淡輪財産区管理委員の方は骨折等のけがは負われましたが、命に別状はなく公務災害として補償を受けることとなっております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和2年10月29日に専決処分を行ったものでございます。

今回の事故の発生を受けまして、各財産区には活動の安全管理の徹底を改めて通知させていただいております。

以上が、専決処分の内容でございます。

○奥野 学議長 総務部長の報告が終わりました。

質疑ございませんか。

道工議員。

○道工晴久議員 議案書頂いてびっくりしたのですけれども、これだけの事故で終わってよかったのですが、こういった重機を管理委員さんが使うということ、この方が重機の資格の免許を持っておられたのかどうか。持っていなかったら大変なことですよ。死亡事故になりますね、結構大きな事故になりますから、財産区の管理委員さんがどこまで管理業務をするかということもきちんとしておかないといけないと思うのです。

草刈りをして日当を貰うということも聞いております。それがいいのか悪いのか、私は判断しませんけれども、この作業もそうですよね。

重機を入れて管理委員さんが操縦することがいいのかどうか、私は業者に委ねていくべきだと思います。

その辺、一つ、十分気をつけて、これ大事故になった場合、誰が責任取るのということになりますから、総務部長もその辺しっかりと管理委員さんへの仕事の中身についてもきちんとしておいていただきたい。

これは要望に留めておきますけれども、十分気を付けて、やはり管理委員さんの作業の中身についてきちんとしていただくようお願いしておきたいと思います。

○奥野 学議長 答弁よろしいですね。

他に議員さん、質問。

出口議員。

○出口 実議員 実は、私も道工議員と同じ質問なのですが、実は、今、道工議員がおっしゃったように、油圧ショベル、これは当然特殊免許が要ります。その辺の特殊免許を持っておられたのかどうかの確認を行政はされたのかどうか。

それと、もう1点は、同じく物損でよかったので、もし、これが作業しておられる、運転された方が死亡されたら、行政、非常にあとの補償問題が大変なことになってきますね。

その辺の指導ができていますのかどうか。

それともう1点、免責額の部分で、レンタカーを借りるにしましても、多分、これは50万円以上の場合には補償の対象になるけれども、50万円以下は補償の対象になってこないということで49万5,000円の賠償額が出てきたと思うのですが、この場合に、50万円以下の部分でも免責額、保険に入れると思うのですが、その辺はどういう形になっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 今頂きましたご質問でございますが、まず、レンタルする時には、当然、資格証の写しを業者に渡す必要がございますので、運転された方は資格を持った方ということで確認をしております。

今回の事故の要因ということで、財産区の管理委員の方につきましては、財産区管理の一環として維持活動をお願いしているところでございます。

今回も、マツタケ山への通路を整備するという目的で重機を借り上げられて作業を行われてい

たと聞いております。

財産区の委員さんにつきましては、色々と資格を有している方もおられまして、自分たちでできる範囲の作業はできるだけ自分たちで行うということで作業を行われているのですけれども、高齢の方もおられますし、我々としては無理のない範囲の中で作業をお願いしていたところがございます。

今般のような事故が起きますと大きな問題になってまいりますので、行政といたしましては、大きな業務につきましては、業者発注させていただくなり対応させていただくことを改めて財産区のほうへはお伝えをさせていただいたところがございます。

それと、補償の件でございますけれども、町のほうでも、全国町村会の総合賠償補償保険というのに加入しておりまして、よく公用車等の事故に際しましては保険金を頂いているところがございますが、その保険の約款の中で、被保険者が住所、使用又は管理する財物の損壊については、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任に対しては保険金を支払わないという約定がございまして、今回のようなレンタル物品について、そこで発生したものについては全国町村会の総合賠償補償保険の対象外ということで保険金が支払われないということになっております。

そのために、今回は重機をレンタルしている業者が加入している保険を使って修理代を出していただいたのですけれども、その保険の免責が45万円ということになっておりまして、それに消費税を加えた49万5,000円を町のほうから業者のほうへお支払いさせていただいたというところがございます。

○奥野 学議長 出口議員。

○出口 実議員 今の西部長の説明でよく理解はできましたけれども、もう1点、これ、今、道工議員も淡輪の財産区にかかわらず、深日でも多奈川でもそうなのですが、作業等に当たる時に、当然、草刈りの場合でも草刈り機でよく足を切断したり怪我をしたということが多々ございます。

そういう中で、各種団体でそういう人身の怪我があった時にはそういう保険を多分町もしくは財産区のほうで対応されているとは思いますが、その辺はどうですか。

特に、有害鳥獣では加盟している方々にはきちんと保険に加入されていますけれども、この財産区の団体はどうなっていますか。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

財産区さん等、通常の活動の中で怪我をされた場合等につきましては公務災害の取扱いとなり

ますので、公務災害の補償から補償されるということになっております。

また、ボランティア等でご協力をいただいている方につきましては、全国町村会の総合賠償補償保険の中でボランティアに協力いただいた方についての補償が確保されておりますので、そちらについてはこの保険で対応させていただけることになっております。

○奥野 学議長 出口議員、よろしいですか。

○出口 実議員 はい。

○奥野 学議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これをもって報告第6号、「専決処分の報告について(損害賠償額の決定の件)」を終わります。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第3回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後0時32分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年11月24日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 出 口 実

議 員 松 尾 匡